

横手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和6年横手市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日からすることができる。

2 閲覧は、議長が指定する場所において、横手市の休日を定める条例（平成17年横手市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間にしなければならない。

3 閲覧に係る条例第4条第1項に規定する報告等（以下「報告等」という。）は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとし、当該請求をした者の負担とする。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、休日に当たるときは、休日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「開

覧開始日」という。)が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

別表（第5条関係）

区分		単位	金額
複写機により複写したものの	モノクロ	片面1枚につき	10円
	カラー		20円
写しの送付に要する費用		1件につき	当該送付に要する郵便料金相当額

備考

- 1 報告等の写しを作成する場合は、A3判までの大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 この表に掲げる区分以外の方法による写しの作成に要する費用の額は、実費相当額とする。